

# 春秋経文について

野間文史

**春秋に語らせる** 本稿は五経のひとつに数えられる『春秋』経文がいかなる性格と内容をもった文献であるかについて解説するものである。そして可能な限り『春秋』自身にそれを語らせたいと思う。というのは、従来『春秋』を論じたものの多くは後代の文献の記載を根拠にしたものがほとんどだからである。特に『春秋』には、後述するような「伝」と呼ばれる解説書・釈義書が数種類著作されており、これらがそれぞれ独自の『春秋』観を持っているので、これらの「伝」を通して『春秋』を論じた場合、どうしてもそれぞれの『春秋』観にひきずられる恐れがある。そこで本稿ではできるだけ『春秋』をして『春秋』を語らせることとしたい。先入観をもたないで『春秋』をながめてみると、『春秋』は我々に何を語ってくれるであろうか。またそれによって、後世に生み出された「伝」の由来もまた明らかになるかも知れない。

**春秋は現存しない** とはいうものの、実は「春秋は現存しない」ことをあらかじめ断っておかなければならない。それはどういうことかという、『春秋』は単独の文献としては現存しないのである。さてそれではこれから問題にしようとする『春秋』とは何であるのかといえば、別稿で詳述する予定の『春秋』の解説書である三伝、すなわち『公羊伝』・『穀梁伝』・『左氏伝』に付随して伝承されてきたものである。

そのため三伝の伝えるそれぞれの『春秋』の文章には若干の異同が有る。そしてそれらの多くは同音による通仮、字形の相似による誤伝、伝写の際の脱文、衍文、誤写などであるが、根本的に異なるのが、公穀二伝が哀公十四年(哀公、また後述の襄公・隠公についてはこの後で説明する)の「十有四年、春、西狩獲麟」という一句で終わるのに対して、『左氏伝』の伝承する『春秋』ではさ

らに二年後の「夏、四月、己丑、孔丘卒」にまで延長されていることである。また公穀二伝には『左氏伝』には無い襄公二十一年の「十有一月、庚子、孔子生」の一句がある。つまり三伝合わせると『春秋』に孔子の生卒年が記録されていることになる。しかしながら後述するように、『春秋』に記載された人物は周王と諸侯、そして諸国の卿大夫といったいわば大臣クラスの貴族に限られており、その一生の大半を私人として送ったと伝えられる孔子の生卒年が『春秋』に記録されるはずはないのである。

したがって我々が現在見得る『春秋』には、このような類の三伝の作成者等によるいくばくかの加筆・変改のあることは否定できないであろう。つまり『春秋』の原形がそのままの形で伝わっていると見なすことはできないのである。そういうわけで、先に可能な限り『春秋』それ自体にその性格を語らせたいと述べたけれども、それにはある程度の限定がつくことは避けられない。そのような制約があることを念頭に置きつつも、でき得る限り『春秋』それ自体を観察してみようというのである。

なお本稿で以下に引用する『春秋』の例文は、基本的には『左氏伝』伝承の『春秋』に拠ることとする。先に述べた三伝伝承の『春秋』の異同を考察した結果、『左氏伝』が最も古い形を残しているというのが現在定論とされているからである。ただし『春秋』の始終については公穀二伝の伝える通り、一応隠公元年から哀公十四年「西狩獲麟」までとしておいた<sup>3)</sup>。

**諸子は王官に出づ** ところで今に伝わる中国でいちばん古い文献目録は、後漢の班固(32-92)の手になる『漢書』の中的一篇、「藝文志」である。そしてそこには秦の始皇帝(259-210B.C.)の天下統一・思想統制以前に輩出した多くの思想家群、後世に「諸子百家」と呼ばれた人々の学問が、周王室の官職(王官)にその起源を持つという考え方が見えている<sup>4)</sup>。たとえば孔子・孟子といった「儒家」は「司徒の官」から出、老子・荘子に代表される「道家」は「史官」から出たというように。班固のこの主張に対しては後に異論が出てくるのであるが、しかし周王朝の衰微とともに、王室に独占されていた諸文化が「文化逃

亡者」の手によって中国全土に拡散していったという基本的な部分においては、彼の説は妥当なものと考えてよかろう。そして儒家思想の開祖であり、古典文化の集大成者といわれた孔子(552-479B.C.)は、この周王朝の文化(さらにいえば諸侯の公室の文化をも含めて)が、秘蔵から公開へ、集中から分散へと推移していったその歴史の流れの、ちょうど過渡期に位置していたと思われる。

**春秋の起源**　そして本稿で取りあげようとする『春秋』という文献も、ある時期に公室から公開された資料のひとつであったと思われる。その起源は周王朝建国の功臣であり、武王の弟でもあった周公旦の子の伯禽が封建された魯国の年次曆にあったといわれている。それは魯の隠公元年(722B.C.)から哀公十四年(481B.C.)に至る十二公、241年間の出来事が編年体、つまり年を追って順次に記録されたものである。魯公十二人の在位年の内訳は次の通り。

隠公11年　桓公18年　荘公32年　閔公2年　僖公33年　文公18年  
宣公18年　成公18年　襄公31年　昭公32年　定公15年　哀公14年

後世、中国古代史の一時期を「春秋時代」と呼ぶのが、この『春秋』に記録された期間にもとづくことはいうまでもない。<sup>5)</sup>

つまり『春秋』とは隠公元年の次に挙げる七条から

元年、春、王正月	(魯が周王の曆を使用している。)
三月、公及邾儀父盟于蔑	公が邾の君儀父と蔑の地で盟った。
夏、五月、鄭伯克段于鄆	鄭(伯爵)の君が鄆で段に克った。
秋、七月、天王使宰咺來歸惠公仲子之賵	天王が宰の咺を魯に派遣して惠公と仲子の賵を贈らせた。
九月、及宋人盟于宿	(魯が)宋の人と宿の地で盟った。
冬、十有二月、祭伯來	(周の)祭伯が(魯に)来た。
公子益師卒	(魯の大夫)公子益師が卒した。

哀公十四年の「十有四年、春、西狩獲麟(西に狩して麟を獲えた)」という一条に及ぶまでのおよそ1800余条、字数にして16500余字から成ったものである。一年の条数は、最も多いのが僖公二十八年の28条、最も少ないのが桓公四年の2

条というように必ずしも一定してはいないが、平均すれば7・8条となるであろう。したがってここに記録された事柄は、その年に起った重要な事件であったとみなしてよからう。ただし例年行われた年中行事の類は『春秋』には記録されなかった模様である。

**春秋の形式** その基本的な体裁を模擬文にして図式化すると以下のようになるであろう。

年	時	月	日付	記事
○公○年	春	王 正月	甲子	○○○○○
		(王) 二月	○○	○○○○○
		(王) 三月	○○	○○○○○
	夏	四月	○○	○○○○○
		五月	○○	○○○○○
		六月	○○	○○○○○
	秋	七月	○○	○○○○○
		八月	○○	○○○○○
		九月	○○	○○○○○
	冬	十月	○○	○○○○○
		十有一月	○○	○○○○○
		十有二月	乙丑	○○○○○

この模擬文をもとに『春秋』の形式について説明しよう。先ず最初の「年」についてであるが、これは魯の十二公の即位の年を元年とする紀年であり、公が薨じた翌年が新公の元年である。ただしこれは年号ではない。年号はさらに下った前漢の武帝(156-87B.C.)の建元元年(140B.C.)に始まるといわれている。したがって現今の我が国の元号のように、昭和六十四年と平成元年が並存するということはない。

ところで『春秋』を一読して先ず気がつくことは、「春夏秋冬」の四「時」がほんの一部の例外(桓公四年・七年には秋・冬字が、昭公十年・定公十四年には

冬字が無い)を除いて、漏れなく記録されていることである。一「時」に記録すべき事柄が無い場合も、「春王正月」とか「夏四月」・「秋七月」・「冬十月」というように、この一句だけでも必ずその記録がある。これは以下に説明する「王」・「月」・「日」の記載に比べると際だった特徴といえよう。『春秋』の「春夏秋冬」の四時について、後世のある時期に整備し直したという説がある<sup>6)</sup>のも、あながち否定できない。

次に「春」の正月・二月・三月に「王」と記載しているのは、この『春秋』が周王室の暦法に準拠することを示すものであろう。通常では「王正月」というように「王」字を最初に記録するが、正月に記録すべき事柄が無い場合には、「王二月」または「王三月」から始めるのを原則とする。ただ「王」字が記録されていない年もまた少なくない。筆者の調査するところ、「王」字が記載されているのは242年中133例である。つまり54.5パーセント。必ずしも年代によってバラツキがあるのではないが、桓公時代の18年中に4例しか記載されていないというのが、いささか目を引く程度である。

次に「月」についてであるが、必ずしも十二箇月のすべてを揃えてはいない。上の模擬文では一応十二月のすべてを揃えて12条の形にしておいたが、記事の無い月もあり、同月に数条あるものも少なくない。そして時のみで月を明示しない記事もあって、それが何月の記事であるのかが不明なものも若干例ある。

最後の「日」付けについては、これが干支(十干と十二支の組合せ)によって記録されていることが注目される。「月」と同様、すべての記事に日付があるのではなく、だいたいの傾向としては、朝聘・侵伐等の記事には無く、要盟・戦敗・卒・日食等の記事に記録されることが多いということが言えるであろう。また242年間で、特に日付の有無にバラツキは見られない。いずれにしても、これらは『春秋』が年次暦を基礎とした記録であることを物語るものである。

**春秋の内容** 次に『春秋』の記事の内容について述べることにしたい。筆者がパソコンに入力した『春秋』を調査(文字数をカウント)したところ、次のような結果を得た。これによると「伐つ」(227)・「侵す」(61)・「滅ぼす」(33)・

「取る」(29)・「入る」(51)・「囲む」(47)・「戦う」(33)・「敗る」(32)・「救う」(24)・「次(やど)る」(16)といった、当時の諸侯国間の戦争軍事に関する記事が最も多いことが確認できる。以下に伐・侵・滅・戦・囲の一部を見本として引用してみよう。(「桓05」とは桓公五年、「宣12」とは宣公十二年の記事であることを表す。以下も同じ。)

- |     |              |                     |
|-----|--------------|---------------------|
| 桓05 | 秋、蔡人衛人陳人從王伐鄭 | 蔡人以下が王に従って鄭を伐った。    |
| 莊15 | 鄭人侵宋         | 鄭人が宋に侵攻した。          |
| 僖05 | 楚人滅弦。弦子奔黃    | 楚人が弦を滅し、弦の君が黃に出奔した。 |
| 昭17 | 楚人及吳戰于長岸     | 楚人が吳と長岸で戦争した。       |
| 宣12 | 楚子圍鄭         | 楚の君(子爵)が鄭を包囲した。     |

次に多いのが「会す」(210)・「盟う」(106)・「如(ゆ)く」(134)・「来たる」(57)・「朝す」(39)・「聘す」(38)といった、いわば各国間の友好関係を示す記事である。以下に会・盟・来聘の一部を引用してみよう。

- |     |             |                    |
|-----|-------------|--------------------|
| 隱09 | 冬、公會齊侯于防    | 公が齊侯に防の地に会した。      |
| 桓12 | 丙戌、公會鄭伯盟于武父 | 公が鄭伯に会し、武父の地で盟った。  |
| 成03 | 衛侯使孫良夫來聘    | 衛侯が(大夫の)孫良夫を来聘させた。 |

そして次に多いのが魯公を始めとする諸侯や貴族、また周王の死亡記事と葬儀の記事、つまり凶事といえるもので、「卒す」(174)・「薨ず」(21)・「崩ず」(9)・「葬る」(120)などがその例である。いま卒・葬の一部を引用しておこう。

- |     |            |                |
|-----|------------|----------------|
| 隱03 | 八月、庚辰、宋公和卒 | 宋の君の和が卒した。     |
| 隱03 | 癸未、葬宋穆公    | 宋の穆公(宋公和)を葬った。 |
| 隱07 | 滕侯卒        | 滕の君(侯爵)が卒した。   |
| 隱08 | 冬、十有二月、無駭卒 | (魯の大夫)無駭が卒した。  |

以上のほかに魯公が会盟などから帰国したことを意味する「自り至る」(106)とか、主として諸国内での内紛による「殺す」(66)・「弑す」(23)・「奔る」(75)・「叛く」(7)とか、また諸国間の紛擾による「執える」(31)など、また土木工事である「城(きつ)く」(39)とか「築く」(8)など、あるいは祭祀関係の

「雩」(20)・「郊」(11)・「卜」(8)、さらには天変地異を含む自然災害といった類の「日食」(36)・「災」(12)・「大水」(9)・「地震」(5)・「蝻」(11)・「螟」(3)・「饑」(3)などが目につく記事である。

このように『春秋』1800余条の大部分は、戦争・会盟といった当時の国際関係上の大事と、貴族の死亡記事で占められている。つまり『春秋』は当時の貴重な記録ではあるが、当時の人々の生活全般に亘るものではなかった<sup>7)</sup>。

**記言の書と記事の書** さて後漢の大学者鄭玄(127-200)には、「春秋とは国の史官による人君の行動の記録である。左史の職が記録したものが『春秋』であり、右史の職が記録したものが『尚書』である」(『六藝論』)という指摘がある。この鄭玄説の拠り所は、漢代に編集された礼文献『礼記』玉藻篇の「動くときは則ち左史之れを書し、言ふときは則ち右史之れを書す」という記載であるが、これらに言う事柄の真偽の穿鑿はさておき、古代の史官の記録の内容を君主の行動(記事)と言辞(記言)に分別してみるならば、『春秋』は徹底的に「記事」の書といえるのである。そして「記言」の書である『尚書』の文章が昔から非常に難解であるとの定評<sup>8)</sup>があるのに対して、「記事」の書である『春秋』は極めて平易な文章である。

漢文にはおよそ、疑問(反語)、擬定(するつもり)、推量、相談(勧誘)、命令(願望・禁止)、感歎と、それらのどれにも属しない平叙と、合わせて七つの文体があるが、『春秋』には平叙以外の文体が一度も使われていないという指摘がある<sup>9)</sup>。しかも文章の構造もいたって簡単である。

**春秋の文体** たとえば『春秋』には一字句のものがある。

隠05	螟	螟あり。	ずいむしが発生した。
桓05	蝻	蝻あり。	いなごが発生した。
宣10	饑	饑う。	飢饉がおこった。

二字句のものがある。

桓03	有年	年有り。	豊年だった。
-----	----	------	--------

桓14	無冰	氷無し。	氷がなかった。
莊24	大水	大水あり。	洪水があった。
襄07	城費	費に城く。	費の町に城壁を築いた。

三字句のものもまた少なくない。

僖14	狄侵鄭	狄、鄭を侵す。	（異民族）狄が鄭国に侵した。
文16	毀泉臺	泉台を毀つ。	泉台をこわした。
昭22	王室亂	王室乱る。	王室が乱れた。

四字句・五字句にいたっては枚挙にいとまがないほどで、いずれも『春秋』は短句から構成されているものばかりである。そして『春秋』中最長の一条は定公四年の

三月、公會劉子・晉侯・宋公・蔡侯・衛侯・陳子・鄭伯・許男・曹伯・莒子・邾子・頓子・胡子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子・齊國夏于召陵、侵楚

であるが、これとても実際には固有名詞が羅列されているだけで、文章そのものの構造が極めて簡単なことは容易に了解できるであろう。

また助字の種類とその数が少ないことも『春秋』の文章の大きな特色である。「于」(391)「自(より)」(116)・「及」(93)・「其」(78)・「以」(39)・「之(の)」(32)が多いほかは、「遂(つひに)」(20)・「乃」(15)・「暨(=與)」(2)・「且」(2)・「又」(2)・「而」(2)・「與」(1)・「如(ごとし)」(1)を見出す程度である。しかも句末に置かれて記録者の語感を伝える虚字、たとえば「也」・「哉」・「乎」・「耳」・「矣」・「焉」・「而已」・「耶」等は皆無である。したがって『春秋』の文章は全く感情の無い文章だといえるであろう。この点からみても、『春秋』が徹底した「記事」の書であることがわかる。

**春秋の書式** ところで宋の王安石(1021-1086)がこの『春秋』を評して「断爛朝報」、つまり「ずたずたにちぎれた官報」と述べたのは有名な逸話である。すでに述べてきたように、『春秋』が記事の書であり、感情の無い文章であるところからすれば、王氏の「朝報」という指摘もある程度うなずけるであろう。しかし「断爛」という表現についてはいかがであろうか。これまでに

若干数の『春秋』の文章を引用してきたのであるが、これらを果たして「断爛」と見なしてよいであろうか。

筆者は『春秋』の極めて簡潔でいわば無機的とも思える文章の中に、一定の書式のようなものを見出し得ると思う。そのことは『春秋』中から同類の記事を抜き書きしてみるとよく分かる。たとえば魯公の「即位」・「薨」・「葬」の記事を以下に引用してみよう。

- 即位** 桓01 元年、春、王正月、公即位  
 文01 元年、春、王正月、公即位  
 宣01 元年、春、王正月、公即位  
 成01 元年、春、王正月、公即位  
 襄01 元年、春、王正月、公即位  
 昭01 元年、春、王正月、公即位  
 定01 夏、六月、癸亥、公之喪至自乾侯、戊辰、公即位  
 哀01 元年、春、王正月、公即位
- 薨** 隱11 冬、十有一月、壬辰、公薨  
 桓18 夏、 四月、丙子、公薨于齊  
 莊32 八月、癸亥、公薨于路寢  
 閔02 秋、 八月、辛丑、公薨  
 僖33 乙巳、公薨于小寢  
 文18 春、 王二月、丁丑、公薨于臺下  
 成18 己丑、公薨于路寢  
 襄31 夏、 六月、辛巳、公薨于楚宮  
 昭32 十有二月、己未、公薨于乾侯  
 定15 壬申、公薨于高寢
- 葬** 桓18 冬、十有二月、己丑、葬我君桓公  
 閔01 夏、 六月、辛酉、葬我君莊公  
 文01 夏、 四月、丁巳、葬我君僖公  
 文18 六月、癸酉、葬我君文公

成01	二月、辛酉、葬我君宣公
成18	丁未、葬我君成公
襄31	癸酉、葬我君襄公
定01	秋、七月、癸巳、葬我君昭公
定15	丁巳、葬我君定公。雨不克葬、戊午、日下昃乃克葬

「即位」については隠公・莊公・閔公・僖公の四公にその記事がなく、また定公の即位が異例のものであったことを推測させるほかは、極めて整然とした書式をここに見出し得るであろう。「薨」については、『春秋』十二公の最後の哀公が在位のうちに『春秋』が終了しているため、その記事を欠くのは当然のこととして、隠公と閔公には薨じた場所の記述がなく、桓公の場合には斉の国で薨じているというように、この三君には何か特殊な事情のあったことを予想させる。「葬」ではやはり隠公・閔公の記事が無いのが注目されるであろう。

したがって一見したところ無味乾燥に見える『春秋』の文章にも、もしその事件の歴史的背景が明らかにできれば、そこになんらかの意味を見出すことが可能となるかもしれないとの期待が持てるのである。ただし最初に断わっておいたように、ここでは他の文献の助けを借りることは措くこととしよう。そこで以下、『春秋』の書式の中に見える二・三の特徴的な事柄を指摘してみたい。

**春秋は魯中心** 一先ずそのひとつは、『春秋』が魯国を中心とした、魯国主体の記録であるということである。上の「葬」の例で、魯公が「我君」と表記されていたように、『春秋』で「我」という第一人称で表記されたものはすべて魯国を意味している<sup>12)</sup>。

隠08 庚寅、我入邾 我が国が邾の地に侵入した。

莊19 冬、齊人宋人陳人伐我西鄙 齊人以下が我が西境の辺邑を伐った。

したがって『春秋』中の記事に魯国に関するものが最も多いことはいうまでもないが、当時の有力諸侯のほか、魯に近い邾・莒・杞・滕・薛・小邾・紀といった魯の属国(これを附庸という)を含む小国の記事が多いことも注目すべきである。このことは『春秋』が魯国で作成された文献であることを裏付ける

であろう。<sup>13)</sup>

さらに次の二条は、いずれも魯公が諸侯と会合した記事である。

僖04 四年、春、王正月、公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯侵蔡・蔡潰

僖28 冬、公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯陳子莒子邾子秦人于温

この二条については、後代の歴史文献によると、僖公四年の齊侯は齊の桓公、僖公二十八年の晋侯は晋の文公であるという。そしてこの二人が春秋の五霸に数えられる諸侯の旗頭であったことはいうまでもない。したがってそれぞれの会合を召集した事実上の主宰者は齊侯であり晋侯であったはずで、魯公はこれに参会したにすぎないのである。ところが『春秋』ではあくまでも魯公が齊侯あるいは晋侯以下に会合したという書き方をする。つまり『春秋』における主格は常に魯国なのである。そういう書き方がされているという意味をも含めたい。『春秋』は魯国主体の記録なのである。このことを書式から見た『春秋』の特色の第一点として指摘しておきたい。

**尊王の心情** 第二点として、『春秋』に周の王室に対する尊崇の念を見出すことができることを挙げよう。『春秋』242年中133年に「王正月」「王二月」「王三月」という表現があることはすでに述べたところであるが、これは『春秋』が周王室の暦法に準拠していることを意味すると考えるのが自然であろう。<sup>14)</sup>

また『春秋』が魯国を主格にしていることも先に述べた。ところが

僖28 公朝于王所 公が王の居る所へ朝した。

僖28 天王狩于河陽、壬申、公朝于王所 天王が河陽の地で狩をした。

というような記事がある。これは魯公が王の御座所に朝見、つまり臣下として謁見したという意味である。覇者でさえ下位に置いた『春秋』が、王に対しては特別な書き方をしているのである。そういうわけで、魯公を主体とした書き方がされている会合に王室から使者が派遣された場合、当然その記事には特別な書法が使われることになる。

僖05 公及齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯會王世子于首止

僖09 夏、公會宰周公齊侯宋子衛侯鄭伯許男曹伯于葵丘

僖29 夏、公會王人晉人宋人齊人陳人蔡人秦人盟于翟泉

成17 夏、公會單子晉侯宋公衛侯曹伯齊人邾人伐鄭

僖公五年では、公が齊侯以下の諸侯を率いて「王の世子」、つまり太子に会見したという書き方であり、その他でも周の人物である宰周公(僖公九年)・王人(僖公二十九年)・單氏(成公十七年)等はいずれも諸侯の上に位置づけられているのである。これは王室から派遣された人物に対する敬意の表れであろう。

さらに周王の死亡記事については、周王だけの「崩」という表現が用いられていることも注目される。以上のような点からしても、『春秋』に「尊王」の心情があることは間違いないと思<sup>15)</sup>う。

**周封建制度の維持** 第三点として『春秋』が「秩序」を重んじていることが挙げられる。そしてここにいる秩序とは、具体的には周の封建制度下の身分関係である。歴史的な事実として周の封建制度が果たしてどの程度まで実施され機能していたかについては、ここで論じる余裕はないが、先ず五等の爵制が守られていることが指摘できる。つまり宋の君は常に「宋公」、齊・晋・衛の君は常に「齊侯」「晋侯」「衛侯」、鄭の君は「鄭伯」、楚の君は「楚子」(当時においてすでに楚は王号を称していたという)、許の君は「許男」というように、242年間に若干の例外はあるものの、その爵制は一定した書き方がなされているのである。

そして魯が常にこの爵制を越えた存在として記録されていること、また周王室の関係者が上位に位置づけられていることは上述したところである。もっとも五等の爵制が必ずしも「公侯伯子男」の順序通りではないことも、既引の諸例から明らかであろう。おそらく会盟の主宰者を上位に置き、その他はおおむね爵制に拠ったのではあるまいか。

ただし君臣の関係は厳格で、たとえ晋・齊の大国であっても、それが大夫であるなら、小国の君主を越えて上に位置づけられることはない。

文14 六月、公會宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯晉趙盾。癸酉、同盟于新城

成15 癸丑、公會晉侯衛侯鄭伯曹伯宋世子成齊國佐邾人同盟于戚

文公十四年の例では晋の趙盾、成公十五年では宋の世子成、齊の国佐、邾人が国君以外の人物である。なお齊の大夫の上に宋の世子成(後の平公)が配置されている点に注目すべきである。齊の大夫より宋の世子の方が上位なのである。<sup>16)</sup>

また『春秋』では用字を使い分けることによって君臣上下の関係を明確にしている例がある。そのひとつが「朝」・「聘」の区別である。魯国を外国の君主や大夫が訪問した場合、魯国より下位の国にはすべて「来朝」という表現を用いており、魯国よりランクが上の国の大夫(大国の君主が魯国を訪れた記事はない)には「来聘」という表現がなされているのである。逆に魯公や魯の大夫が諸外国へ出かけていく場合は、すべて「如(ゆく)」という表現を用いる。また「公朝于王所」という記事が有ることはすでに述べたところである。

さらに『春秋』中でかなりの分量を占める貴族の死亡記事においても、身分による書き分けがある。つまり周王には「崩」字、魯公と魯公夫人には「薨」字、その他は「卒」字というように、君臣・内外の区別がされている。さらに「弑」字と「殺」字の別もその例として挙げてよかろう。臣下が主君を殺害した場合には「弑」字を用いることはいうまでもない。

後代の文献で、しかも道家の書である『莊子』天下篇に、「春秋は以て名分を導(い)ふ」と述べるのは、『春秋』のこのような性格を説明したものだといえようか。

**春秋の制作年代**　ところで『春秋』に記録された記事に付けられた日付(干支)を手がかりに、天文曆法的研究によって『春秋』の制作年代を決定しようとする試みがある。たとえば『春秋』には日食の記事が36条、さらに哀公十四年の例をいれると37条の記録がある。<sup>17)</sup>現代の天文学の知識をもとにすれば、これらの日食の記事から『春秋』の制作年代とその記事の信憑性が推定できるはずである。そしてそのことは既に半世紀以上前に新城新蔵・飯島忠夫両博士<sup>18)</sup>によって試みられたのであるが、しかし両氏では全くその結論が異なるということである。つまり科学的方法を以てしても、記録された史料をどのように解釈するかによって、出てくる結論もまた違ってくるのである。

その根本的な問題のひとつは、上の日食記事の中には、中国で当時見えるはずのないものが記録されているからであるという。その数は、近時の研究書<sup>19)</sup>によれば、半数以上有るとのことである。天文暦法の学に素養の無い筆者には事の是非を判断することはできないが、この問題については、『春秋』の歴法が、紀元前300年前後に中国に伝来した西方の暦法によって遡って改装された可能性がある、という最近の指摘<sup>20)</sup>がある。もしこの説が妥当であるとするなら、『春秋』は紀元前300年頃前後に、少なくとも暦法の上で整理し直されたことになるであろう。

**春秋の欠字・欠文**　しかし筆者は、『春秋』が後代にある程度の整理の手が加えられていることを認めるのにやぶさかではないが、その大部分は当時の記録が生形で伝えられたものだと考えている。というのは、『春秋』には以下に挙げるような不備が若干存在しているからである（ただしこれは先に述べた三伝の伝える『春秋』の異同ではなく、三伝に共通するものである）。

先ず桓公十四年に

夏、五、鄭伯使其弟語來盟

という一条がある。これが「夏五月」と記載されるべき「月」字の脱文であることはほぼ間違いないであろう。ところが三伝は脱文のままに伝承してきているのである。

また桓公四年と七年には以下の二条があるのみで、秋・冬の記事が無い。

四年、春、正月、公狩于郎

夏、天王使宰渠伯糾來聘

七年、春、二月、己亥、焚咸丘

夏、穀伯綏來朝。鄧侯吾離來朝

これは三伝ともに秋・冬の記事を欠文のままに伝承してきたのである。『春秋』242年中、四時の記事が無いのは、このほかには昭公十年と定公十四年に「冬」字の例がある。

このように『春秋』には脱文・欠文が有るのではないかという考えで今いち

ど見直してみると、意外にその数が多いことに気がつくのである。たとえば次もそのような例といえるであろう。桓公五年に

五年、春、正月、甲戌、己丑、陳侯鮑卒

という記事があって、これには日付が二つ有る。三伝はこの記事に二つ日付があることを前提にそれぞれ解説が付けられており、それがまた三伝それぞれの性格をも物語って興味深いものであるが、それはさておき、ここの場合「甲戌」の後の記事が脱落したというのが実情ではなかろうか。

また宣公三年の

冬、十月、丙戌、鄭伯蘭卒。葬鄭穆公

という鄭穆公の卒・葬の記事の間には必ずや「月日」の記載があったはずである。なぜなら卒・葬が同日に行われることはないからである。

さらにまた莊公二十四年の

冬、戎侵曹。曹羈出奔陳 戎が曹を侵した。曹羈が陳に出奔した。

赤歸于曹。郭公 赤が曹に帰国した。郭公。

とある「郭公」についても、古来その意味が不明のものとして問題視されてきたものである。<sup>21)</sup> おそらくなんらかの誤字あるいは脱字とみるのが妥当であろう。

さらに『春秋』中の「春王正月」「夏四月」「夏五月」「秋七月」「冬十月」の下に記事の無い例が相当数有るものについても、あるいはそこに脱落があったのではないかとの推測も可能である。したがって後世のある時期に『春秋』に大幅な整理の手が加わったと見なすには、あまりに不備が多すぎると思うのである。

それでは以上に述べたように、三伝が伝承する『春秋』の中に共通する脱落を認め得るとするならば、そのことは何を意味するのであろうか。一応、次のように推測が可能であろう。

**春秋の素朴さ** 『春秋』は魯の宮廷の年次暦の余白に史官が事件を記録したものが基になっている。そのためであろうか年中行事の類の記録は極めて少ない。そしてこれらの記録は年ごとに追加されていったわけであるが、そこに

は一定の書式があったであろう。その一部についてはすでに指摘した通りである。ところが二百年以上にわたって蓄積された『春秋』が、なんらかの機会に厳密な校訂者の手が加わらないうちに世に出て広まり、しかもそれが権威を持つに至ったのである。その結果、後世に三伝をはじめとする数多くの解説書が作成されたのであるが、もはやその評価の定まった時点では、作伝者が自己の思想的な立場から意図的に『春秋』に改変の手を加えようとしても、それが叶わなかったのではあるまいか。

というのは、たとえば前掲の桓公十四年の「夏五」について、『公羊伝』は「夏五とは何ぞ。焉れを聞く無きのみ。(このことについては伝聞がない。)」と述べ、また『穀梁伝』は「夏五とは疑はしきを伝へしなり。(欠文の疑いがあるが、これをそのまま伝えたのである。)」と述べて、敢えて「夏五月」と訂正していないのである(なお『左氏伝』にはこの件に関する記載が無い)。以上のような点からして、『春秋』の大部分は、年次暦を基本とした年代記としての素朴な形を残している、と筆者は考えている。

そして先に「厳密な校訂者の手が加わらないうちに世に出て広まり、しかもそれが権威を持つに至った」と述べたその「権威」とは、ほかでもない。聖人孔子の理想がこの『春秋』に込められたという主張の出現である。ここに後世の所謂「春秋学」が生まれるわけであるが、それについてはさらに別稿を用意しなければならない。

## 注

- 1) このことを専門に論じた文献には、清儒趙坦の『春秋異文箋』(皇清経解)・侯康の『春秋古経説』(皇清経解統編・叢書集成初編)があり、最近の研究書としては、台湾の嘉新水泥公司文基金叢書の中に陳新雄『春秋異文考』(1964)と林耀曾『春秋古経洪詁補正』(1966)の両書が加えられている。
- 2) たとえば洪業『春秋経伝引得』序(哈佛燕京学社引得 1937)・佐川修「春秋源流考」(東北大学教養部紀要第四号 1966)など。
- 3) 我が国には徳川時代に『春秋』経文だけを単行した和刻本が二・三有っ

たようであるが、これらはいずれも『左氏伝』伝承の『春秋』である。ただし哀公十四年「西狩獲麟」をもって打ち切っている。そのひとつ『和刻本経書集成第一輯』（汲古書院 1976）には、藤原惺窩加点の寛永五年（1628）刊の『五経』が収められているので、容易に手に入れることができる。

- 4) 「藝文志」諸子略に分散して記録された篇叙に述べるところをまとめると、次の通りである。

儒家者流53家	司徒之官	道家者流37家	史官
陰陽家者流21家	羲和之官	法家者流10家	理官
名家者流7家	礼官	墨家者流6家	清廟之守
従横家者流12家	行人之官	雑家者流20家	議官
農家者流9家	農稷之官	小説家者流15家	稗官

- 5) ただし現在の中国史学では、東周の始まり、すなわち周が洛邑に東遷した平王元年(770B.C.)から、晋が韓・魏・趙の三国に分立して諸侯となった周の威烈王二十五年(403B.C.)までを「春秋時代」とみなし、それ以後を「戦国時代」と呼んでいる。
- 6) たとえば洪業『春秋経伝引得』序(哈佛燕京学社引得)を参照されたい。
- 7) 民国初年の春秋学者として著名であった衛聚賢の「春秋的研究」(国学月報 二一六・七 1927 『古史研究』所収)という論文には、「春秋の書物としての性質は一部の貴族史である。なぜなら春秋中の記載で庶民にいささかなりとも関係のある水害・ひでりといった災害の記事は、全体の十分の一に過ぎないからである」という指摘がある。
- 8) 高橋君平「春秋経の文体」(鹿児島短期大学研究紀要 一 1968)による。高橋氏にはさらに「春秋とは何か 一・二」(大阪経済法科大学論叢 九・一七 1980・82)という論考がある。
- 9) 唐の韓愈は『尚書』の文章の難解さを、「佶屈聱牙(ごつごつとして耳に入り難い)」と評したという(「進学解」)。
- 10) 前掲衛氏「春秋的研究」では、先秦の諸文献における介詞としての「于」字と「於」字(於餘丘・於越の4例を除く)の使用例を検討した結果、『春

秋』では「于」字のみで「於」字が見えないことを根拠のひとつとして、『春秋』の成立が『尚書』や『毛詩』に次ぎ、『左伝』・『国語』・『論語』・『孟子』に先んずると結論している。

- 11) 『宋史』王安石伝に、「春秋の書を黜(しりぞ)けて、学官に列せしめず。戯れに目して断爛朝報と為すに至る」とある。
- 12) 『春秋』には第一人称としては「我」字があるのみで、「吾」字の使用例が全く無いことを指摘しておこう。
- 13) 参考までに『春秋』に見える魯国以外の諸国を、多い順に挙げてみる。
- 齊\*(369) 晋\*(293) 宋\*(254) 鄭\*(244) 衛\*(214) 楚\*(158)  
 陳\*(133) 曹\*(119) 邾 (111) 王\*(80) 莒 (74) 蔡\*(68)  
 許 (60) 杞 (57) 滕 (48) 呉\*(44) 秦\*(38) 狄 (34)  
 薛 (30) 小邾(26) 紀 (21) 燕\*(7) 越 (5)

上記の国名の下に\*印を付したのは前漢の司馬遷の『史記』十二諸侯年表に列挙された当時の有力諸侯である。これら諸国の記事が多いのは当然であるが、しかし魯国に近い邾・莒・杞・滕・薛・小邾・紀のような小国の記事もまた少なくないことがわかるであろう。

- 14) ちなみに春秋時代から戦国時代にかけての同時資料とでもいうべき金文(金属器に鋳こまれた銘文)の中にも、これに類する表現がある。
- 15) 周王は『春秋』では「天王」(26例)と表現されているが、この「天王」という表現は、実は『春秋』に特有のものらしく、他の先秦文献中には極めてまれな用法であることが注目される。「天王」以外では、固有名詞としての周王を除くと、「王」・「天子」と表記された以下の5例が有るのみである。あるいは「王」は「天王」の、「天子」も「天王」の誤記であるかもしれない。

桓05 秋、蔡人衛人陳人從王伐鄭

莊01 王使榮叔來錫桓公命

文05 五年、春、王正月、王使榮叔歸含且賵

文05 王使召伯來會葬

成08 秋、七月、天子使召伯來錫公命

- 16) なお斉の世子光(後の莊公)のみが、どういうわけか襄公三年の難沢の会盟から襄公十一年の蕭魚の会に至るまでの八例で、年を追うて上位に進んでいるのが注目される。あるいは他の何らかの力学が働いているのかも知れない。
- 17) 『春秋』に見える日食の記事は紙幅の都合でその全文を引用できないが、日付を欠くものの三例はいずれも『春秋』初期のものであり、「朔」字を記載しない九例も前半に偏っている。これは時代の古いほど記載が不十分だと考えるのが妥当であろう。したがって後世、暦法上で整理がなされたとする説にも若干の疑問がないではない。
- 18) 新城新蔵『東洋天文学史研究』（弘文堂書房 1928）・飯島忠夫『支那暦法起源考』（岡書院 1930 後に第一書房 1979）・『天文暦法と陰陽五行説』（岡書院 1939 後に第一書房 1979）等を参照。
- 19) 渡辺敏夫『日本朝鮮中国日食月食宝典』（雄山閣出版 1979）による。
- 20) 小嶋政雄「春秋の暦法に就いての試論」（大東文化大学紀要20 1982）による。小嶋氏は、西欧の暦法が紀元前433年に始められたと伝えられるメトン法(十九年七閏法)から、紀元前330年に施行されたカリボス法(七十六年法)へというように、その発展の跡を歴史的に辿ることができるのに対し、中国では『毛詩』『尚書』に見える「觀象授時」という言葉が示すような、日月星辰を観測して時節を指示する程度の素朴原始的な暦法から、突然『春秋』の「四分暦法」と称せられる高度な暦法へと飛躍していることに疑問を呈し、結論的には次のように、「春秋の拠っている四分暦法は、中国独自に開発されたものではない。西紀前300年前後に東漸したと推せられる、西欧のカリボス暦法によって、遡上改装したものである」と述べている。説得力のある論考である。
- 21) 宮崎市定「春秋の郭公について」（『アジア史研究 五』 1978）参照。  
付記 本稿は「春秋と春秋三伝」の第一章に相当するものである。

（中国哲学助教授）

On Chunqiu—jingwen (春秋経文)

Fumichika NOMA

This present paper is a commentary of Chunqiu—jingwen. It can be summarized as follows:

1. Chunqiu—jingwen is written down with Lu (魯) as the central figure.
2. Chunqiu—jingwen pay respect to Chou (周) dynasty.
3. Chunqiu—jingwen advocate to support Chou feudalism (周封建制度).